
静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第88号
(2022年10月6日配信)

【目次】~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~
1 農薬危害防止運動中央講習会の開催 【HP上で資料を御覧ください】
2 農林水産業災害対策資金（台風第15号に伴う大雨等被害対象）の御案内
☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~

1 農薬危害防止運動中央講習会の開催 【HP上で資料を御覧ください】

農薬の適正な販売・使用・管理等について知識及び理解の向上を図るため、
農薬危害防止運動の一環として本講習会を開催しています。

農薬を使用している方は、東部農林事務所のホームページより資料を御覧
いただき、これからも農薬の適正使用をお願いします。

●掲載期間 令和4年9月から令和5年3月

●掲載箇所

東部農林事務所ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-720/nouyaku/r4tyuokosyukai.html>

●掲載内容

- ・農薬の適正使用
- ・毒物及び劇物取締法
- ・病虫害防除等
- ・爆発物を使用したテロ等の未然防止
- ・令和4年度静岡県農薬危害防止運動のテーマ

2 農林水産業災害対策資金（台風第15号に伴う大雨等被害対象）の御案内

令和4年の台風第15号に伴う大雨等により、被害を受けた農林漁業者の方を
対象に、農林水産業災害対策資金の借入れが可能となりました。

●対象者 (1)または(2)

- (1)被災後1月間の農林水産業による総収入額が10パーセント以上減少した方
- (2)農林水産業に係る被害額が20万円以上の方

●資金使途（融資限度額）

- ・農業経営安定のための運転資金（個人1,000万円以内、法人2,000万円以内）
- ・生活維持に必要な資金（個人300万円以内）

●融資利率・償還期限

0.60%（令和4年9月20日現在）、5年以内（うち据置期間1年以内）

●取扱金融機関

静岡県信用農業協同組合連合会、県内の農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会

●申込期間

令和4年9月27日（火）～令和5年3月31日（金）

●手続き

取扱金融機関にご相談の上、借入申込書、借入調書、被災証明書を提出してください。
※原則として市町長が発行する被災証明が必要ですが、被災証明書が出ない場合には、農業協同組合、森林組合、木材協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の長の証明をもって代えることができます。

●問い合わせ先

詳細は取扱金融機関または県農業ビジネス課までお問い合わせください。
静岡県経済産業部農業ビジネス課農業金融班
電話 054-221-2629・2712

以下の県農業ビジネス課ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyoukinyu/r10saigaitaisaku.html>

あずまニュース第88号はいかがだったでしょうか。
これからも皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信して
いきたいと思えます。

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

TEL : 055-920-2157・2158 FAX : 055-924-8594

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-720/index.html>

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎7階

※今後配信の必要のない方は、お手数ですが当所メールアドレス
に配信停止のご連絡をお願いします。

その際『あずまニュース』の配信停止である旨、ご記載願います。

※メールアドレスの変更等の場合は、あずまニュース配信先の変
更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、
お名前をお知らせ下さい。
